

地方独立行政法人市立東大阪医療センター中期目標 新旧対照表

第3期中期目標（案）	第2期中期目標
<p>前 文</p> <p>(略)</p> <p>第2期中期目標期間においては、<u>新型コロナウイルス感染症対応を行いながら、地域急性期医療の担い手として、救急搬送の受入れや救急外来経由入院患者数の増加に尽力し、24時間365日の救急医療体制の拡充を図った。</u></p> <p><u>その他、国指定「地域がん診療連携拠点病院」としての指定を更新、放射線治療装置の更新を行い、がん診療機能を強化し、良質な医療提供を行ってきた。</u></p> <p>第3期中期目標期間においても、引き続き、公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめとする人材を確保・育成し、ONE TEAM（ワンチーム）となって、患者ファーストの医療提供、更なる収支改善に取り組まれない。</p>	<p>前 文</p> <p>(略)</p> <p>第1期中期目標期間においては、<u>職員の積極的な採用による人材確保、ICU（集中治療室）の増床、NICU（新生児特定集中治療室）の移転改修、ハイブリッド手術室の新設等、集中治療部門・手術部門の整備を行いつつ、経営状況については収支の改善が一定図られてきた。</u></p> <p>第2期中期目標期間においても、引き続き、公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめとする人材を確保・育成し、ONE TEAM（ワンチーム）となって、患者ファーストの医療提供、更なる収支改善に取り組まれない。</p>

また、地域の急性期医療の担い手として、特にがん診療・救急医療の充実、地域の医療・介護関係機関及び市の関係部局との連携強化を図り、誠実で良質な医療を適切に提供することにより、地域医療構想を踏まえた急性期医療提供の充実に期待する。

なお、第3期中期計画の策定に際しては、この中期目標を確実に達成するために具体的な数値目標の設定、進捗管理を行い、常に改善していくことを求めておく。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(略)

1 医療センターとして担うべき役割

また、地域の急性期医療の担い手として、特にがん診療・救急医療の充実、地域の医療・介護関係機関及び市の関係部局との連携強化を図り、誠実で良質な医療を適切に提供することにより、市民から選ばれ、かつ職員にとって働きがいのある医療センターとなることを期待する。

なお、第2期中期計画の策定に際しては、この中期目標を確実に達成するために具体的な数値目標の設定、進捗管理を行い、常に改善していくことを求めておく。

令和9年度までの公立病院経営強化プランの前期部分となるよう、第2期中期計画の変更を行うよう求める。

第1 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(略)

1 医療センターとして担うべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

地域医療構想を踏まえ、医療センターとして果たすべき役割を明確化し、その実現に向けた具体的取組みを実行すること。

(2) 救急医療

ア・イ (略)

(3) 小児医療

(略)

(4) 周産期医療

ア 地域周産期母子医療センターとして、受入機能の充実に努めること。

イ 公的病院として特定妊婦を受け入れ、出産・育児へのケアを行うこと。

(5) がん医療

(1) 救急医療

ア・イ (略)

(2) 小児医療、周産期医療

ア (略)

イ 地域周産期母子医療センターとして、受入機能の充実に努めること。

ウ 公的病院として特定妊婦を受け入れ、出産・育児へのケアを行うこと。

(3) がん医療

(略)

(6) 高度・専門医療

脳卒中等の脳血管疾患、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患を中心とした高度で質の高い専門医療の提供に努めること。

(7) 災害時医療

(略)

(8) 新興感染症への対応

(略)

(9) その他の役割

(略)

2 患者満足度の向上～4 地域医療機関等との連携強化

(略)

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(略)

(4) 4疾病に対する医療

4疾病（脳卒中等の脳血管疾患、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）に対する医療水準の向上に努めること。

(5) 災害時医療

(略)

(6) 新興感染症への対応

(略)

(7) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

地域医療構想を踏まえ、医療センターとして果たすべき役割を明確化し、その実現に向けた具体的取組みを実行すること。

(8) その他の役割

(略)

2 患者満足度の向上～4 地域医療機関等との連携強化

(略)

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(略)

1 業務運営体制の構築

(1) 内部統制

ア 医療センターの理念と基本方針を委託業者も含めた医療センターで働く全ての者が理解し、その目的達成に向け一丸となって引き続き取り組むこと。

イ～エ (略)

(2) 医療資源等の有効活用

ア・イ (略)

2 人材の確保と育成

(略)

1 業務運営体制の構築

(1) 病院の理念と基本方針の浸透

医療センターの理念と基本方針を、委託業者も含めた医療センターで働く全ての者が理解し、その目的達成に向け一丸となって引き続き取り組むこと。

(2) 内部統制

ア～ウ (略)

(3) 適切かつ弾力的な人員配置

各診療科や入院・外来の人員配置を適切に行い、効率的・効果的な業務運営に努めること。

(4) 医療資源等の有効活用

ア・イ (略)

2 人材の確保と育成

(1) 人材の確保

ア・イ (略)

ウ 各診療科や入院・外来の人員配置を適切に行い、効率的・効果的な業務運営に努めること。

(2) 人材の育成～ (4) 職員満足度の向上

(略)

第4 財務内容の改善に関する事項

(略)

1 経営基盤の確立～3 費用の節減

(略)

第5 その他の業務運営に関する重要事項

1 中河内救命救急センターの運営

ア 中河内救命救急センターの運営形態のあり方について、本市及び大阪府と十分な協議を行い方向性を決定すること。

イ (略)

(1) 人材の確保

ア・イ (略)

(2) 人材の育成～ (4) 職員満足度の向上

(略)

第4 財務内容の改善に関する事項

(略)

1 経営基盤の確立～3 費用の節減

(略)

第5 その他の業務運営に関する重要事項

1 中河内救命救急センターの運営

ア 現在の指定管理期間満了となる令和9年4月以降の運営について、本市とともに大阪府と十分な協議を行い方向性を決定すること。

イ (略)

ウ 事業運営に当たっては収支状況に注視し、管理運営事業の

2 施設整備に関する事項

ア 建築から25年以上経過した施設・設備について、計画的に適切な点検・改修・更新を行い、長寿命化を進めること。

イ (略)

委託者である大阪府と十分な調整を図ること。

2 施設整備に関する事項

ア 建築から20年以上経過した施設・設備について、計画的に適切な点検・改修・更新を行い、長寿命化を進めること。

イ (略)